

医療機関等の管理者・事務担当者、医療従事者の皆様へ

業務従事者届のご案内

届出期限 ^{令和7年} **|**月**|**5日(水)

- ○保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の 資格をお持ちで、資格に係る業務に従事している方は、法律の規定に基づき、2年に一度、 12月31日現在の就業状況の届出が必要です。
- ○今年度は、届出の該当年ですので、必ず届出をお願いします。

オンラインによる届出

STEP I 施設の事務担当者が、専用サイトにアクセスし、施設IDを取得

STEP2 事務担当者が、専用サイトで医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達

STEP3 ●医療従事者本人が、専用サイトで届出内容を入力フォームに入力 または

●医療従事者本人が、届出内容を記載した届出様式 (Excel様式) をアップロード

STEP4 ●医療従事者本人が登録 または

●事務担当者が、施設に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録

※専用サイト「医療従事者届出システム」の詳細は、厚生労働省HPをご確認ください。



▼厚生労働省HP

 $https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html\\$

オンライン届出のメリット

医療従事者の方は…》次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。

✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

事務担当者の方は…✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。

✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

紙の届出票による届出

STEP I 島根県HPから、届出票をダウンロードし、記入



◀▼島根県HP

 $https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/kango_kakuho/gyoumuzyuuzisya_nurse_dental.htmlicking.pdf.$

STEP2 就業地を管轄する保健所へ提出

※就業地が安来市の場合は安来市いきいき健康課

発行元:島根県健康福祉部医療政策課